

## 島根原子力発電所に係る本県と中国電力㈱との情報連携等について

### 1 趣 旨

島根原子力発電所について、中国電力㈱から原子力防災に関する情報の提供を受ける。

〔これまでの経緯〕

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力施設等の防災対策を定めた、いわゆる「防災指針」に関し、「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域」を拡大することについて、原子力安全委員会において検討が進められている。
- このため、県民の安全・安心を確保する観点から、中国電力㈱と、「島根原子力発電所に係る情報連絡及び連携」について、昨年 11 月から協議を重ね、協力が得られることとなった。

### 2 提供を受ける主な情報の内容

- 原子炉施設に緊急事態が発生したとき
- 放射性物質によって原子力発電所の周辺の環境に異常が生じたとき
- 原子炉施設等の故障が発生したとき など

### 3 情報提供開始時期

平成 24 年 4 月 11 日からとする。

### 4 情報連絡体制及び県民への情報提供等

- 提供される情報は、365 日、24 時間体制で受け取る。
- 県民及び県内市町等に対し、情報の内容確認後、本県防災 W E B や防災行政無線等を通じて、速やかに情報提供する。

### 5 今後の取組等

国においては、今後、次に掲げる取組を予定していることから、引き続き、本県と中国電力㈱との間で、原子力防災に関する情報共有の場を定期的にもつなど、連携強化を図る。

- ・ 「防災指針」の見直し
- ・ 「原子力災害対策特別措置法」など、関係法令の改正
- ・ 「P P A」に関する具体的な対応の検討 など